

香川県地区防災計画策定・避難力強化促進事業募集要領

1. 補助金交付の対象となる者

- ①香川県内で継続的に自主防災活動を行っている団体（自主防災組織、自治会等をいう）です。
- ②地域の防災活動を行う、県内に在住する者5人以上で組織された団体で、規約等によって、団体の名称、目的、事業内容、代表者、構成員、拠点・事務所の所在地、事務処理や会計処理の方法等が定められていることが必要です。

2. 補助金交付の対象となる事業

団体の活動範囲全体における「地区防災計画」の策定又は見直し（ただし、軽微な修正・変更を除く。以下「策定等」という。）のための事業及び住民一人一人の防災行動計画であるマイ・タイムラインの啓発・作成支援をするための事業で、事業の具体的な取組内容としては以下のものが想定されます。

補助金交付の対象となる事業
<ul style="list-style-type: none">・地区防災計画の策定（検証訓練を含む）及び見直し（ただし、軽微な修正・変更を除く。）・地区のリスク把握等のために行う防災まち歩き・防災マップの作成・専門家を交えた勉強会の実施・地区防災計画策定に向けた住民の協議調整・マイ・タイムラインに関する研修や作成支援の実施・その他地区防災計画策定、マイ・タイムライン啓発・作成支援に資するものとして知事が適当と認める取組み

3. 補助率及び補助限度額

次のとおりとなっています。

経費種別	補助率
基幹経費	補助対象経費の10/10以内
効果促進経費	補助対象経費の1/2以内

	補助限度額
複数の町内会が合同で組織するものを含み、小学校区を包括する規模の団体（旧小学校区単位を含む）	300,000円
上記よりも規模の小さい団体	150,000円

4. 申請手続等

- ①次の書類の提出が必要です。

【必要書類】

- ・補助金交付申請書（第1号様式）
- ・補助金事業計画書（第1号様式別紙1）

- ・同意書(第1号様式別紙2)※複数の団体が共同して同一の事業を行う場合に必要
- ・自主防災組織調書(第1号様式別紙3-1、3-2)
- ・補助金収支予算書(第1号様式別紙4)
- ・規約等

※活動がわかる資料(パンフレット等)があれば、添付してください。

②書類の提出先は、補助事業を実施しようとする市町の担当課に提出してください。(担当課一覧参照)

5. 申請にあたっての留意事項

(1) 複数の団体が共同して同一の事業を実施するにあたっては、当該団体のうち、1団体が代表して申請を行ってください。

(2) 次に掲げる事業は、本事業の対象となりませんので、ご注意ください。

①特定の法人又は個人の利益を追求するための事業(法人又は個人に金銭給付を行うなど、直接的に経済的負担を軽減する事業や法人又は個人の資産を形成する事業を含む。)

②宗教的活動及び政治的活動を目的とした事業

③公序良俗に反する事業

④施設整備又は備品等の取得のみを目的とする事業

⑤香川県自主防災組織広域化促進事業補助金、香川県自主防災活動活性化促進事業補助金、香川県地区防災計画策定促進事業補助金又は本補助金の交付を受けた者が同一内容で申請する事業

(3) 次に掲げる経費は、本事業の対象経費となりませんので、ご注意ください。

①国、県又は市町から助成を受けている経費

②補助事業者構成員に対する謝金

③法人又は個人への換金性の高い支給品(賞金、商品券等)

④事業実施に当たり必要と認められない食糧費

⑤工事請負費

⑥車両購入費

※この補助金は、自主防災組織が自ら企画し実施する事業を支援するものであり、原則、補助事業者が事業を実施するものと考えています。このため、専門性の高い業務を除いて、業務を他の法人や団体に委託することはできません。

(4) 本事業は、令和7年度予算による事業です。事業実施期間が、令和9年3月19日までに終了する事業が対象になります。

(5) 同一年度において、同一の申請者による申請は1回限りとします。

(6) 補助事業完了後の実績報告書提出時、地区防災計画の完成(地区防災計画の完成が翌年度内となる場合、当該年度においてはその地区防災計画が翌年度内に完成する見込み)が確認できないとき、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金を交付している場合は補助金の返還を求められます。

さらに、上記のとおり地区防災計画の完成が翌年度内になる見込みを提示し、交付年度の翌年度内に地区防災計画の完成が確認できない場合、交付した補助金の全部又は一部について、返還を求められます。

(7) 補助事業完了後の実績報告書提出時、マイ・タイムラインの啓発・作成支援による作成実績が確認できないとき、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金を交付している場合は補助金の返還を求めることがあります。

6. 補助事業の審査等

- ①書類提出後、県において、事業計画（①計画策定プロセスにおける本事業の位置づけ②マイ・タイムラインの啓発・作成支援の方法③市町との連携④計画の実効性⑤計画の継続性・発展性）の審査を行い、交付決定を行います。
- ②審査に当たっては、県は、市町の意見を聞くことができることとします。
- ③審査の結果については、申請者に文書で通知します。なお、交付申請を行った場合でも、県予算の範囲内での採択となるため、採択されない（交付決定とならない）場合がありますのでご注意ください。
- ④交付決定の対象となった補助事業の実施については、県からの文書による通知後に開始してください。（交付決定日前に、支払いをしている経費は、補助対象となりません。）

7. スケジュール

令和 8 年 4 月 1 日（水）	補助事業の募集開始
令和 8 年 5 月 22 日（金）	補助事業の募集締切り（各市町の担当課必着）
令和 8 年 5 月 29 日（金）	申請書等の提出締切り（各市町→県）
令和 8 年 6 月 中旬頃（予定）	補助事業の審査
令和 8 年 6 月 下旬頃（予定）	審査結果の通知・交付決定（交付決定後、事業開始）

8. その他

- ・ 交付要綱、交付申請書様式等の関係書類は、香川県ホームページからダウンロードできます。
- ・ 本要領のほか、補助金の交付申請の手続き等については、要綱の定めによるものとします。

9. 問合せ先

- ・ 香川県 危機管理総局危機管理課 南海トラフ地震・防災企画グループ
TEL 087-832-3111 : FAX 087-831-8811
- ・ 各市町 別紙「担当課一覧」に記載のとおり

香川県地区防災計画策定促進事業補助金に関する担当課一覧

香川県

課(室)名	電話番号	F A X 番号
香川県 危機管理課	087-832-3111	087-831-8811

市町

市町名	課 名	住所	電話番号
高松市	危機管理課	〒760-0005 高松市番町 1-8-15	087-839-2184
丸亀市	危機管理課	〒763-8501 丸亀市大手町 2-4-21	0877-25-4006
坂出市	危機管理課	〒762-8601 坂出市室町 2-3-5	0877-44-5023
善通寺市	自治防災課	〒765-8503 善通寺市文京町 2-1-1	0877-63-6338
観音寺市	危機管理課	〒768-8601 観音寺市坂本町 1-1-1	0875-23-3940
さぬき市	危機管理課	〒769-2195 さぬき市志度 5385-8	087-894-1115
東かがわ市	危機管理課	〒769-2792 東かがわ市湊 1847-1	0879-26-1235
三豊市	危機管理課	〒767-8585 三豊市高瀬町下勝間 2373-1	0875-73-3119
土庄町	総務課	〒761-4192 小豆郡土庄町淵崎甲 1400-2	0879-62-7000
小豆島町	総務課(危機管理室)	〒761-4492 小豆郡小豆島町片城甲 44-95	0879-82-7001
三木町	総務課	〒761-0692 木田郡三木町大字氷上 310	087-891-3301
直島町	総務課	〒761-3110 香川郡直島町 1122-1	087-892-2222
宇多津町	危機管理課	〒769-0292 綾歌郡宇多津町 1881	0877-49-8027
綾川町	総務課	〒761-2392 綾歌郡綾川町滝宮 299	087-876-1906
琴平町	企画防災課	〒766-8502 仲多度郡琴平町榎井 817-10	0877-75-6711
多度津町	総務課危機管理室	〒764-8501 仲多度郡多度津町栄町 3-3-95	0877-33-1110
まんのう町	総務課	〒766-0022 仲多度郡まんのう町吉野下 430	0877-73-0100